山梨県規則第三十三号

山梨県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事　山　本　栄　彦

山梨県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県情報公開条例施行規則（平成十二年山梨県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条　削除

第三条に次の一号を加える。

四　山梨県立博物館

第六条第一項第四号中「郵送料の額」を「送付に要する費用」に改める。

第十一条第一項第二号中「日本工業規格A列一番（以下「A一判」」を「日本工業規格A列三番（以下「A三判」」に改め、同条第二項第一号中「日本工業規格A列三番（以下「A三判」という。）」を「A三判」に、「A一判若しくは」を「日本工業規格A列〇番（以下「A〇判」という。）、日本工業規格A列一番（以下「A一判」という。）若しくは」に改め、同項第二号中「日本工業規格A列四番（以下「A四判」という。）」を「A三判以下の大きさ」に、「もの。」を「もの」に改め、同号ただし書を削り、同条第三項第三号ニ及びホ中「限る。」の下に「ト及び」を加え、同号に次のように加える。

へ　当該電磁的記録を光ディスクカートリッジ（日本工業規格X六二七五に適合する記憶容量二百三十メガバイトのもの又は日本工業規格X六二七七に適合する記憶容量六百四十メガバイトのものに限る。ト及び別表第一の七の項ニにおいて同じ。）に複写したものの交付

ト　当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ、光ディスク又は光ディスクカートリッジ以外の電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）に複写したものの交付

第十一条第三項第四号中「前号ニ又はホ」を「前号ニからトまで」に、「次に」を「前号イからハまでに」に改め、同号イからホまでを削る。

第十二条第二項中「（開示実施費用が無料である場合に限る。）」を削る。

第十三条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第十五条第二項中「郵送料」を「送付に要する費用」に改める。

別表第一の一の項中「二十円（A二判については六十円、A一判については百十円」を「十円（A二判の大きさのものについては三十円、A一判の大きさのものについては百十円、A〇判の大きさのものについては百二十円、多色刷りのA三判以下の大きさのものについては四十円）」に、「百三十円」を「四十円」に、「五百三十円」を「五百二十円」に、「七百五十円」を「六百八十円」に改め、同表の二の項中「七十円（A三判については百三十円、A二判については二百五十円、A一判については五百十円）」を「十円」に改め、同表の三の項中「三十円」を「四十円」に、「四百四十円」を「五百二十円」に改め、同表の四の項中「百二十円」を「百三十円」に、「千五百円」を「千五百二十円」に改め、同表の五の項中「六百円」を「百七十円」に改め、同表の六の項中「七百円」を「三百五十円」に改め、同表の七の項を次のように改める。

七　電磁的記録（五の項、六の項又は八の項に該当するものを除く。）	イ　用紙に出力したものの交付	用紙一枚につき十円
	ロ　フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	一枚につき七十円
	ハ　光ディスクに複写したものの交付	一枚につき百二十円
	ニ　光ディスクカートリッジ	一枚につき、二百三十メガバイトのものについては三百四十円、六百四十メガバイトのものについては五百三十円
	ホ　フレキシブルディスクカートリッジ、光ディスク又は光ディスクカートリッジ以外の電磁的記録媒体に複写したものの交付	実施機関において複写用の電磁的記録媒体を購入するのに要した費用の額

別表第一の八の項中「三千三百円（十六ミリメートル映画フィルムについては一万二千三百円、三十五ミリメートル映画フィルムについては一万四千円）に記録時間十分までごとに千五百五十円（十六ミリメートル映画フィルムについては三千六百五十円、三十五ミリメートル映画フィルムについては四千四百五十円）を加えた額」を「実施機関において複写用の電磁的記録媒体を購入するのに要した費用の額及び複写するために委託をした場合の委託費の合計額」に改め、同表の九の項中「五千二百円（スライド二十

枚を超える場合にあっては、五千二百円にその超える枚数一枚につき百十円を加えた額」を「実施機関において複写用の電磁的記録媒体を購入するのに要した費用の額及び複写するために委託をした場合の委託費の合計額」に改める。

附　則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県規則第三十四号

山梨県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事　山　本　栄　彦

山梨県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

山梨県食品衛生法施行細則（昭和三十三年山梨県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条の見出し中「等の届出」を「の届出等」に改め、同条第一項中「第六条第三項の規定による」を「第六条第一項の規定による食品衛生責任者の選任又は変更の」に改め、同条に次の二項を加える。

2　条例第六条第一項の規定による食品衛生責任者の氏名又は住所の変更の届出は、食品衛生責任者氏名（住所）変更届（第十六号様式）を提出して行うものとする。

3　条例第六条第二項の規定による食品衛生責任者の掲示は、標識（第十七号様式）を掲示して行うものとする。

第二十三条（見出しを含む。）中「別表第一第一号リ(2)(ロ)」を「別表第一第一号チ(2)(ニ)」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十二条中「別表第一第一号リ(2)」を「別表第一第一号チ(2)」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十一条を削る。

第二十条の次に次の二条を加える。

（製品の安全性の確保のための検査）

第二十一条　条例別表第一第一号ヘ(9)の規定による製品の検査は、次に掲げる項目のうち、当該製品の安全性を確認するために必要な項目について行うものとする。

一　法第十一条第一項の規定に基づき食品及び添加物に関し厚生労働大臣が定める規格基準（次号及び次条において「食品等規格基準」という。）に規定する食品の成分規格の基準に係る項目

二　食品等規格基準に規定する添加物の成分規格の基準及び使用基準に係る項目

三　次に掲げる病因物質に係る項目

イ　サルモネラ属菌

ロ　黄色ブドウ球菌

ハ　クロストリジウム属菌

ニ　腸炎ビブリオ

ホ　病原大腸菌

ヘ　セレウス菌

ト　カンピロバクター

四　次に掲げる食品の汚染の指標に係る項目

イ　細菌数

ロ　大腸菌群

ハ　大腸菌

ニ　カビ

ホ　酵母

ヘ　異物

ト　アフラトキシン

五　次に掲げる食品の変敗の指標に係る項目

イ　酸価

ロ　過酸化物価

（水質検査）

第二十二条　条例別表第一第一号ト(1)及び(2)の規定による水質検査は、食品等規格基準に規定する清涼飲料水の製造基準の原水の検査に係る項目のうち、当該使用する水が飲用に適するか否かを確認するために必要な項目について行うものとする。

第二十四条の次に次の一条を加える。

（検食の保存等）

第二十五条　条例別表第一第一号ヲの規則で定める営業は、弁当屋、仕出し屋及び旅館とする。

2　条例別表第一第一号ヲの規定による検食の保存は、次の各号に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。この場合において、検食は、摂氏十度以下で七十二時間以上保存するものとする。

一　弁当屋及び仕出し屋　調理の都度行うこと。

二　旅館　食品を供与する者の数が一回当たり三十人以上である場合に行うこと。

第七号様式及び第八号様式中「申請者の住所
氏名」を「申請者の住所
氏　名
生年月日」に改める。

第九号様式中「届出者の住所
氏名」を「届出者の住所
氏　　名
生年月日」に改める。

第十号様式及び第十一号様式中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第十五号様式中「山梨県　　保健所長殿」を「山梨県知事　　殿」に、「第6条第3項」を「第6条第1項」に改める。

第十五号様式の次に次の二様式を加える。

第16号様式（第20条関係）

年　　月　　日

山梨県知事　　　　殿

届出者の住所

氏名　　　　　　　　　印

（法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名）

食品衛生責任者氏名（住所）変更届

次のとおり食品衛生責任者の氏名（住所）に変更があったので、山梨県食品衛生法施行条例第６条第１項の規定により、届け出ます。

１　営業施設の所在地及び名称

２　営業の種類

３　変更のあった事項（氏名・住所）

変更前

変更後

４　変更年月日

第17号様式（第20条関係）

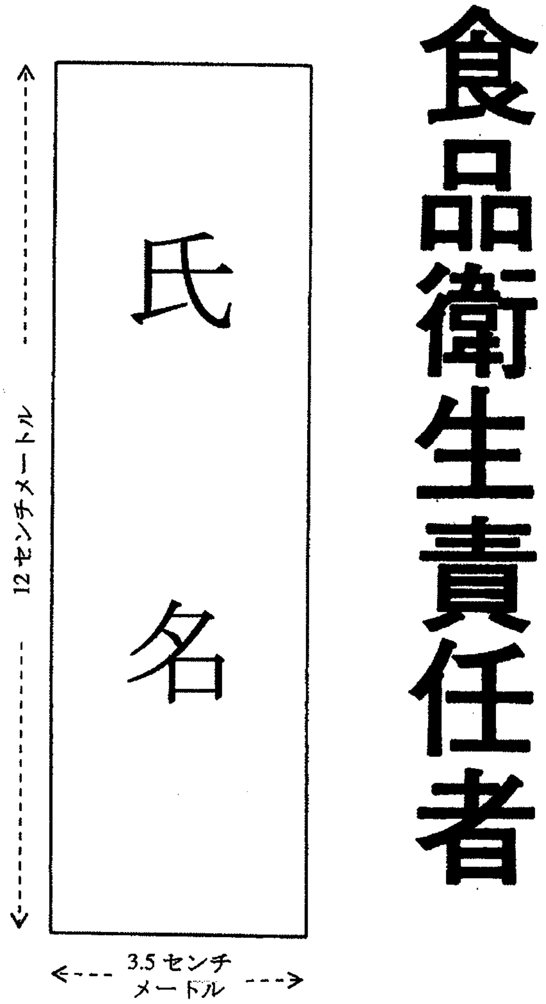

附　則

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

山梨県規則第三十五号

山梨県公害防止条例施行規則及び山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事　山　本　栄　彦

山梨県公害防止条例施行規則及び山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（山梨県公害防止条例施行規則の一部改正）

第一条　山梨県公害防止条例施行規則（昭和五十一年山梨県規則第九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則

第一条中「山梨県公害防止条例」を「山梨県生活環境の保全に関する条例」に改める。

第二条中「第二条第三項」を「第二条第四項」に改める。

第三条中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改める。

第四条中「第二条第六項」を「第二条第七項」に改める。

第五条中「第二条第七項第三号」を「第二条第八項第三号」に改める。

第六条中「第二条第九項第一号」を「第二条第十項第一号」に改める。

第七条中「第二条第九項第二号」を「第二条第十項第二号」に改める。

第二十九条の見出しを「（屋外における燃焼行為の禁止の適用除外）」に改め、同条中「物質」を「場合」に改め、同条第一号から第三号までを次のように改める。

一　着火用として油を燃焼させる場合

二　震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧を行う場合において油を燃焼させるとき。

三　防災訓練においてゴム、合成樹脂又は油を燃焼させる場合

第二十九条第四号から第六号までを削る。

第三十条見出し中「の禁止物質」を「に係る有害物質等」に改め、同条第二十四号を次のように改める。

二十四　フェノール類

第三十条に次の一号及び二項を加える。

二十八　ダイオキシン類

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、同項に規定する有害物質のうちから当該各号に定める有害物質を除く。

一　農薬を使用する場合　前項第一号から第二十七号までに掲げる有害物質

二　肥料を適正に施用する場合　前項第二十六号及び第二十七号に掲げる有害物質

三　生活排水又は家畜排せつ物に係る水又は廃液を地下に浸透させる場合　前項第二十七号に掲げる有害物質

3　条例第四十三条の規則で定める要件は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める有害物質による地下に浸透する水又は廃液の汚染状態を検定した場合において、別表第六の中欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表下欄に定める値以上の有害物質のいずれかが検出されることとする。

一　条例第四十三条第一号に該当する者　第一項第一号から第二十七号までに掲げる有害物質

二　条例第四十三条第二号に該当する者　第一項第二十八号に掲げる有害物質

第三十一条第三項中「別表第六」を「別表第七」に改める。

第三十二条第二項中「別表第七」を「別表第八」に改める。

第三十五条中「申請、届出」の下に「、提出、報告」を、「届出書」の下に「、計画書、報告書」を加え、「二通」を「一通」に改め、同条を第四十二条とする。

第三十四条中「第五十一条」を「第六十五条」に、「第十六号様式」を「第十八号様式」に改め、同条を第四十一条とする。

第三十三条中「第五十条第二項」を「第六十四条第二項」に、「第十五号様式」を「第十七号様式」に改め、同条を第四十条とする。

第三十二条の次に次の七条を加える。

（サーチライト等の使用禁止の適用除外）

第三十三条　条例第五十一条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　一時的な催しにおいて使用する場合

二　災害又は事故が発生したとき又は発生するおそれがあるときに使用する場合

三　官公庁又は教育機関において試験又は研究のために使用する場合

四　法令の規定に基づき使用する場合

（駐車時の原動機の停止義務の適用除外）

第三十四条　条例第五十四条第一項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　保冷貨物自動車、クレーン自動車その他特殊の用途にのみ用いられる自動車に装備される特別な装置を、自動車の原動機を動力として使用する場合

二　自動車の運行の開始前の視野の確保その他の自動車の運行上の支障を防止する

目的のために原動機を稼働させる場合
三　その他原動機を停止しないことがやむを得ないと認められる場合

（環境情報の周知に関する自動車の要件等）

第三十五条　条例第五十五条の規則で定める自動車は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪の小型自動車及び軽自動車を除く。）であつて、過去に同法第五十八条第一項の規定による自動車検査証の交付を受けていないものとする。

2　条例第五十五条の規則で定める環境への負荷に関する項目は、次に掲げる項目とする。
一　窒素酸化物
二　一酸化炭素
三　炭化水素
四　粒子状物質（軽油を燃料とする自動車に限る。）
五　ホルムアルデヒド（メタノールを燃料とする自動車に限る。）
六　加速走行騒音（騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第十六条第一項に規定する自動車騒音の大きさの許容限度に係る加速走行騒音をいう。）

（多量排出事業者）

第三十六条　条例第六十二条第一項の規則で定める事業者は、前年度の産業廃棄物の発生量が五百トン以上千トン未満である事業場を設置している事業者とする。

（産業廃棄物処理計画）

第三十七条　条例第六十二条第一項の規則で定める基準は、次のとおりとする。
一　当該事業場において現に行つている事業の概要を記載すること。
二　次に掲げる事項を定めること。
イ　計画期間
ロ　産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
ハ　産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
ニ　産業廃棄物の分別に関する事項
ホ　産業廃棄物の再生利用に関する事項
ヘ　産業廃棄物の処理に関する事項
三　産業廃棄物処理計画書（第十五号様式）を添付すること。
四　当該年度の六月三十日までに提出すること。

（実施の状況の報告）

第三十八条　条例第六十二条第二項の規定による報告は、産業廃棄物処理計画実施状況報告書（第十六号様式）により翌年度の六月三十日までにしなければならない。

（計画及び実施の状況の公表）

第三十九条　条例第六十二条第三項の規定による公表は、同条第一項の計画及び同条第二項の規定による報告の内容を一年間公衆の縦覧に供することにより行うものとする。

別表第二備考3中「（昭和四十三年法律第九十八号）」を削る。
別表第七を別表第八とし、別表第六を別表第七とする。
別表第五の次に次の一表を加える。

別表第六（第三十条関係）　有害物質の地下浸透の禁止に係る要件

項	有害物質の種類	要件
一	カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・〇〇一ミリグラム
二	シアン化合物	一リットルにつきシアン〇・一ミリグラム
三	有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	一リットルにつき〇・一ミリグラム
四	鉛及びその化合物	一リットルにつき鉛〇・〇〇五ミリグラム
五	六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・〇四ミリグラム
六	砒素及びその化合物	一リットルにつき砒素〇・〇〇五ミリグラム
七	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	一リットルにつき水銀〇・〇〇〇五ミリグラム
八	アルキル水銀化合物	一リットルにつきアルキル水銀〇・〇〇〇五ミリグラム
九	ポリ塩化ビフェニル	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム
一〇	トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム
一一	テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム

一二	ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム
一三	四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇〇二ミリグラム
一四	一・二―ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇〇四ミリグラム
一五	一・一―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム
一六	シス―一・二―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム
一七	一・一・一―トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム
一八	一・一・二―トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇〇六ミリグラム
一九	一・三―ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇〇二ミリグラム
二〇	チウラム	一リットルにつき〇・〇〇〇六ミリグラム
二一	シマジン	一リットルにつき〇・〇〇〇三ミリグラム
二二	チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム
二三	ベンゼン	一リットルにつき〇・〇〇一ミリグラム
二四	セレン及びその化合物	一リットルにつきセレン〇・〇〇二ミリグラム
二五	フェノール類	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム
二六	ふつ素及びその化合物	一リットルにつきふつ素〇・二ミリグラム
二七	ほう素及びその化合物	一リットルにつきほう素〇・二ミリグラム
二八	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア又はアンモニウム化合物にあつては一リットルにつきアンモニア性窒素〇・七ミリグラム、亜硝酸化合物にあつては一リットルにつき亜硝酸性窒素〇・二ミリグラム、硝酸化合物にあつては一リットルにつき硝酸性窒素〇・二ミリグラム
二九	ダイオキシン類	一リットルにつき〇・一ピコグラム

備考　この表の数値は、次の各号に掲げる有害物質の区分に応じ、当該各号に定める値によるものとする。

一　一の項から二四の項まで及び二六の項から二八の項までに掲げる有害物質　水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府・通商産業省令第二号）第六条の二に規定する方法により検定した場合における検出値

二　二五の項に掲げる有害物質　府令第二条に規定する方法により検定した場合における検出値

三　二九の項に掲げる有害物質　ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年総理府令第六十七号）第二条第一項第二号に規定する方法により測定されるダイオキシン類の量を、同規則第三条第一項の例により二・三・七・八―四塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシンの毒性に換算した量

第１号様式から第十一号様式までの規定中「山梨県公害防止条例」を「山梨県生活環境の保全に関する条例」に改める。

第十四号様式中「山梨県公害防止条例第４０条第１項」を「山梨県生活環境の保全に関する条例第４０条第１項」に、「山梨県公害防止条例施行規則」を「山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則」に改める。

第十六号様式中「（第３４条関係）」を「（第４１条関係）」に、「山梨県公害防止条例第５１条」を「山梨県生活環境の保全に関する条例第６５条」に改め、同様式を第十八号様式とする。

第十五号様式中「（第３３条関係）」を「（第４０条関係）」に改め、同様式㊤中「山梨県公害防止条例第５０条第２項」を「山梨県生活環境の保全に関する条例第６４条第２項」に改め、同様式㊦中「山梨県公害防止条例」を「山梨県生活環境の保全に関する条例」に、「第５０条　知事は、この条例」を「第６４条　知事は、第２章の規定」に、「第５７条」を「第７１条」に、「―に」を「いずれかに」に、「第５０条の」を「第６４条第１項の」に改め、同様式を第十七号様式とする。

第十四号様式の次に次の二様式を加える。

第15号様式（第37条関係）

産業廃棄物処理計画書

年　　月　　日

山梨県知事　　　　　　殿

住　所
氏　名
（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
電話番号

山梨県生活環境の保全に関する条例第６２条第１項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、この書面を添えて提出します。

事業場の名称		
事業場の所在地		
事業の種類		
前年度の産業廃棄物発生量		（種類） （発生量）　t
本年度の目標	①産業廃棄物発生量	（種類） （発生量）　t
	②自己直接再生用量	t
	③自己直接埋立処分又は海洋投入量	t
	④自己中間処理量	t
	⑤自己中間処理残さ量	t

	⑥自己中間処理後再生利用量	t
	⑦自己中間処理後自己埋立処分又は海洋投入量	t
	⑧直接委託及び自己処理後委託処分量	t
※備考		

備考

1　「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

2　「前年度の産業廃棄物発生量」の欄には、前年度に当該事業場において生じた産業廃棄物の種類及び種類ごとの発生量を記入すること。

3　「本年度の目標」の欄には、当該年度の産業廃棄物処理に関して①～⑧の欄のそれぞれに、(1)から(8)までに掲げる量について、その目標量を記入すること。

(1)　①欄　当該事業場において生ずる産業廃棄物の種類及び種類ごとの発生量

(2)　②欄　(1)の量のうち、直接自ら再生利用する量

(3)　③欄　(1)の量のうち、直接自ら最終処分場に埋立処分する量及び海洋投入処分する量

(4)　④欄　(1)の量のうち、自ら中間処理する量

(5)　⑤欄　自ら中間処理を行つた後の産業廃棄物の量

(6)　⑥欄　(5)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却する量

(7)　⑦欄　(5)の量のうち、自ら最終処分場に埋立処分する量及び海洋投入処分する量

(8)　⑧欄　(1)の量のうち他人に委託して処理する量に、(5)の量のうち他人に委託して処理する量を加えた量

4　※欄には、何も記入しないこと。

第16号様式（第38条関係）

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

年　　月　　日

山梨県知事　　　　　　　殿

住　所
氏　名
（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
電話番号

山梨県生活環境の保全に関する条例第６２条第２項の規定に基づき、年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称		
事業場の所在地		
事業の種類		
産業廃棄物発生量の目標		（種類） （発生量）　t
計画の実施状況	①産業廃棄物の発生量	（種類） （発生量）　t
	②自己直接再生利用量	t
	③自己直接埋立処分又は海洋投入量	t
	④自己中間処理量	t
	⑤自己中間処理残さ量	t

	⑥自己中間処理後再生利用量	t
	⑦自己中間処理後自己埋立処分又は海洋投入量	t
	⑧直接委託及び自己処理後委託処分量	t
※備考		

備考

1　「産業廃棄物発生量の目標」の欄には、前年度の産業廃棄物処理計画に記載した産業廃棄物発生量に関する目標を記入すること。

2　「計画の実施状況」の欄には、前年度の産業廃棄物処理に関して①～⑧の欄のそれぞれに、(1)から(8)までに掲げる量を記入すること。

(1)　①欄　当該事業場において生じた産業廃棄物の種類及び種類ごとの発生量

(2)　②欄　(1)の量のうち、直接自ら再生利用した量

(3)　③欄　(1)の量のうち、直接自ら最終処分場に埋立処分した量及び海洋投入処分した量

(4)　④欄　(1)の量のうち、自ら中間処理した量

(5)　⑤欄　自ら中間処理を行つた後の産業廃棄物の量

(6)　⑥欄　(5)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量

(7)　⑦欄　(5)の量のうち、自ら最終処分場に埋立処分した量及び海洋投入処分した量

(8)　⑧欄　(1)の量のうち他人に委託して処理した量に、(5)の量のうち他人に委託して処理した量を加えた量

3　※欄には、何も記入しないこと。

（山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例施行規則の一部改正）

第二条　山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例施行規則（昭和四十八年山梨県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第二十号中「山梨県公害防止条例」を「山梨県生活環境の保全に関する条例」に改める。

附　則

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

山梨県規則第三十六号

山梨県立八ヶ岳牧場の設置及び管理に関する条例施行規則を次のように定める。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事　山　本　栄　彦

山梨県立八ヶ岳牧場の設置及び管理に関する条例施行規則

山梨県立八ヶ岳牧場の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和四十三年山梨県規則第三十二号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条　この規則は、山梨県立八ヶ岳牧場の設置及び管理に関する条例（平成十七年山梨県条例第五十一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の指定の申請）

第二条　条例第五条第一項の規定による山梨県立八ヶ岳牧場の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書（別記様式）に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

一　事業計画書

二　収支計画書

三　実施体制を記載した書類

四　団体の概要を記載した書類

五　定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの

六　法人の登記事項証明書（法人の場合に限る。）

七　知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの

八　前各号に掲げるもののほか、条例第五条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため知事が必要と認める書類

（放牧に係る家畜の種類）

第三条　条例別表第一号の表に規定する規則で定める家畜は、めん羊及び山羊とする。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　山梨県立八ヶ岳牧場の設置及び管理に関する条例（平成十七年山梨県条例第五十一号）附則第二項の規定により同条例の施行の日前に山梨県立八ヶ岳牧場の管理に関し地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、第二条及び別記様式の規定の例による。

別記様式（第２条関係）

年　　月　　日

山梨県知事　　　　　　　　殿

（申請者）
所在地
団体の名称
代表者の氏名　　　　　　　　　印

指定管理者指定申請書

山梨県立八ヶ岳牧場の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立八ヶ岳牧場の設置及び管理に関する条例第５条第１項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

山梨県規則第三十七号

山梨県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事　山本栄彦

山梨県財務規則の一部を改正する規則

山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「地方労働委員会事務局長」を「労働委員会事務局長」に改め、同条第二号中「地方労働委員会事務局次長」を「労働委員会事務局次長」に改め、同条第三号中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改め、同条第五号中「女子短期大学、看護大学」を「県立大学」に改め、「事務局長」の下に「、総合理工学研究機構にあつては事務長」を加え、「及び県立文学館」を「、県立文学館及び県立博物館」に改める。

第三条第一項の表中「地方労働委員会事務局長」を「労働委員会事務局長」に改め、同条第二項の表中「深城ダム建設事務所」を「深城ダム管理事務所」に改める。

第三十条第三項の表中「、女子短期大学事務局次長」及び「、看護大学事務局次長」を削り、「大阪事務所次長」の下に「、総合理工学研究機構事務次長」を、「産業技術短期大学校管理部長」の下に「、高等技術専門校副校長」を加え、「深城ダム建設事務所次長」を「深城ダム管理事務所次長」に、「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

第三十一条第一項の表中「県立文学館総務課長」の下に「、県立博物館総務課長」を加え、同条第二項中「県立文学館」の下に「、県立博物館」を加える。

第四十五条の二の次に次の一条を加える。

（歳計現金の保管）

第四十五条の二の二　前条の規定にかかわらず、出納員及び現金収納員は、払い込むべき収入金のうちから必要な現金を留めて置くことが困難なときは、出納長が別に定めるところにより、出納長から歳計現金の交付を受け、つり銭又は両替金に充てる歳計現金を保管することができる。

第七十一条第一項第十六号中「電気料、水道料、」及び「、ガス料、電信電話料」を削る。

第七十二条第三項中「社会保険料」の下に「、電気料、ガス料、水道料、電信電話料」を加える。

第百二十五条中「次の各号に」を「次に」に、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改め、同条第三号中「場所」の下に「（県の使用に係る電子計算機であつて知事の指定するものと入札しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により行う入札（以下「電子入札」という。）にあつては、入札期間及び開札の日時）」を加え、同条第九号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九　電子入札を行おうとするときは、その旨

第百二十六条の次に次の一条を加える。

（電子入札）

第百二十六条の二　電子入札に参加しようとする者は、前条の規定による入札書の提出に代えて、その使用に係る電子計算機に入札金額その他所定の情報を入力し、契約担当者の指定した日時までに、県の使用に係る電子計算機であつて知事の指定するものに到達させなければならない。

2　前項の規定により情報を入力する場合は、氏名又は名称を明らかにする措置であつて知事が定める措置を執らなければならない。

3　第一項の入札金額その他所定の情報は、同項の県の使用に係る電子計算機であつて知事の指定するものに備えられたファイルへの記録がなされたときに当該電子計算機に到達したものとみなす。

第百二十七条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、電子入札にあつては、開札の日時までに予定価格を県の使用に係る電子計算機であつて知事の指定するものに備えられたファイルに記録させなければならない。

第百二十八条第二項中「前条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第百二十九条第四号中「とき」の下に「（電子入札にあつては入札金額が入力されていないとき又は第百二十六条の二第二項に規定する措置が執られていないとき。）」を加える。

第百三十条中「口頭又は文書で」を削る。

第百三十七条第四項各号列記以外の部分中「前項」を「第三項」に、「次の各号に」を「次に」に改め、「見積書」の下に「（前項に規定する電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前項の規定にかかわらず、契約担当者は、同項の規定による見積書の徴取に代えて、県の使用に係る電子計算機であつて知事の指定するものと見積書を徴される者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を徴することができる。この場合にあつては、見積書を徴される者は、第百二十六条の二第二項に規定する措置を執らなければならない。

第百四十一条第二項中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

別表第一中「女子短期大学」を「県立大学」に、「富士ふれあいセンター　看護大学」を「富士ふれあいセンター」に、「大阪事務所」を「大阪事務所　総合理工学研究機構」に、「深城ダム建設事務所」を「深城ダム管理事務所」に、「県立文学館」を「県立文学館　県立博物館」に改める。

別表第一の二中「看護大学事務局長」を「県立大学事務局長」に、「看護大学短期大学部」を「女子短期大学　看護大学　看護大学短期大学部」に改める。

別表第一の三峡中地域振興局の項中「女子短期大学」を「県立大学」に、「育精福祉センター　看護大学」を「育精福祉センター」に、「緑化センター」を「緑化センター　総合理工学研究機構」に改め、同表峡東地域振興局の項中「県立考古博物館」を「県立考古博物館　県立博物館」に改め、同表富士北麓・東部地域振興局の項中「深城ダム建設事務所」を「深城ダム管理事務所」に改める。

別表第一の四中「看護大学出納員」を「県立大学出納員」に、「看護大学短期大学部」を「女子短期大学　看護大学　看護大学短期大学部」に改める。

別表第二一般の支出の部旅費の款外国旅費の項財政課長の欄中「◎」を「　」に改め、同部工事請負費の款営繕工事の項管財課長の欄中「二千万円以上」を「　」に改め、同表支出の特例の部資金前渡の款中「第七十一条第一項第十六号」を「第七十一条第一項第十七号」に改める。

別表第三中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第四十号様式を次のように改める。

第40号様式（第57条関係）

旅　費　請　求　書

請求年月日：　　　　年　　月　　日

山梨県知事（かい長）　　殿

請求金額：　　　　　　　　円

請求者：住　所
（所属）
氏　名
（職氏名）　　　　　　　　㊞

（内訳）

旅行者別旅費内訳表

所属名：　　　　　　　　件名：

請求期間：　平成　年　月　日～平成　年　月　日分

概算払精算払の別：

旅行者職氏名	請求額
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	合計　円

附　則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、別表第三の改正規定は、公布の日から施行する。

発行者　山梨県　甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所　㈱サンニチ印刷　甲府市北口二丁目六番